継続的な攻撃（文民、マリの軍隊及び治安部隊、国連マリ多面的統合安定化ミッション（ＭＩＮＵＳＭＡ）並びに仏軍に対するテロ攻撃を含む。）を強く非難し、これらの非難されるべきテロ行為の犯罪実行者、組織した者、資金提供者及び支援者を裁判に付する必要性を強調するとともに、マリ政府に対して、これらの攻撃に責任を有する者が責任を負うことを確保するための措置をとることを要請し、

資金調達又は政治的譲歩を得る目的で誘拐し及び人質をとる事例を強く非難し、適用可能な国際法に従って、サヘル地域における誘拐及び人質をとる行為を防止し、身代金の支払い又は政治的譲歩なしに、人質の安全な解放を確保する決意を改めて表明し、決議第二千百三十三号（二千十四年）、第二千二百五十三号（二千十五年）及び第二千三百六十八号（二千十七年）（全ての加盟国に対する、テロリストが身代金の支払い又は政治的譲歩から直接的又は間接的に恩恵を受けることの防止及び人質の安全な解放の確保の要請を含む。）を想起するとともに、この関連で、グローバル・テロ対策フォーラム（ＧＣＴＦ）による「テロリストによる身代金目的誘拐の防止及び恩恵の否定に関するグッド・プラクティスについてのアルジェ覚書」の公表に留意し、

マリにおける全ての人権侵害及び国際人道法違反（裁判によらない即決処刑、恣意的な逮捕及び拘禁、自由が制限されている者の不当な取扱い、性的な及び性別に基づく暴力、殺人、傷害、児童の徴用及び利用、学校及び病院に対する攻撃を含む。）を強く非難し、全ての当事者に対し、国際人道法に従って、学校の文民的性質を尊重すること及び全ての児童の不法な及び恣意的な拘禁を停止することを要請するとともに、全ての当事者に対し、そのような違反及び不当な取扱いに終結をもたらすこと及び適用可能な国際法の下での義務を遵守することを要請し、

人道支援の継続的な提供、支援を受け取る文民の安全及び保護、並びに、マリにおいて活動する人道支援要員の安全を確保するために、全ての当事者が、人間性、中立性、公正性、及び独立という人道原則を支持しかつ尊重する必要性を強調し、必要性に基づき人道支援が提供されることの重要性を強調するとともに、マリ全体における必要とする全ての人々に対する時宜を得た援助の提供のために、全ての当事者が完全、安全かつ妨げられないアクセスを許可し促進しなければならないことを改めて表明し、

文化遺産の破壊、文化財の密売及び関連する犯罪への非国家主体（特にテロリスト集団）の関与に重大な懸念をもって留意するとともに、二千十六年九月二十七日に国際刑事裁判所（ＩＣＣ）がアル・マフディをトンブクトゥにおける宗教的及び歴史的建造物に対して意図的に攻撃を指示した戦争犯罪について有罪であるとした事実に更に留意し、

マリ北部におけるテロリストの脅威を抑止するため、マリ当局の要請に基づき、マリ当局を支援する、仏軍による継続的な行動を歓迎し、

Ｇ５サヘル合同軍（ＦＣ－Ｇ５Ｓ）の展開を歓迎するとともに、テロリスト集団及びその他の組織的な犯罪集団の活動に対抗するためＦＣ－Ｇ５Ｓの取組が、ＭＩＮＵＳＭＡがマリを安定化するという任務を遂行できるよう支援する目的において、サヘル地域におけるより安全な環境の創造に貢献することを強調し、

マリ欧州連合訓練ミッション（ＥＵＴＭ　Ｍａｌｉ）による、マリの軍隊及び治安部隊に対して訓練及び助言を提供する（文民当局の強化及び人権の尊重に対して貢献することを含む。）役割、並びに、マリ欧州連合能力構築ミッション（ＥＵＣＡＰ　Ｓａｈｅｌ　Ｍａｌｉ）による、マリにおける警察、憲兵隊及び国家警護隊に対する戦略的な助言及び訓練を提供する役割を賞賛し、

決議第二千三百六十四号（二千十七年）に示されたＭＩＮＵＳＭＡの任務を想起し、マリ当局が人民を保護する第一義的責任を有することに留意しつつ、マリ担当国連事務総長特別代表及びＭＩＮＵＳＭＡが、マリ当局及びマリ国民による、自国において永続する平和及び安定をもたらすための取組を支援することに対する強い支持を改めて表明するとともに、マリにおける国際的な部隊（ＭＩＮＵＳＭＡを含む。）の安定化効果を歓迎し、

合意に対して完全な支持を与え、その履行を注意深く監視し、必要な場合には、そこに含まれる約束の履行又はその目的の実現を阻害するいかなる者に対しても措置をとることを安全保障理事会に対し要請する、合意の規定を想起し、

安全保障理事会が、合意の履行を阻害する又は脅かすために行動をとる者、敵対行為を再開し停戦に違反する者、ＭＩＮＵＳＭＡ及びその他の国際的な部隊を攻撃し、これを脅かすために行動をとる者、並びに、そのような攻撃及び行動に対して支援を提供する者に対して、対象を特定した制裁を検討する用意があることを表明した決議第二千三百六十四号（二千十七年）の規定を想起し、

二千十七年六月初め以来、特にキダル州における度重なる停戦違反が、合意の履行において得られた脆弱な成果に深刻な脅威をもたらすことを強調し、したがって、安全保障理事会に対して、合意の履行に対する多くの障害に対処するために、合意の履行を阻害することに責任を有する者に対する対象を特定した制裁レジームを直ちに設立することを要求した二千十七年八月九日付マリ政府発安全保障理事会議長宛書簡に留意し、

マリにおける事態が地域における国際の平和と安全に対する脅威を引き続き構成していることを認定し、

国際連合憲章第七章の下で行動し、

渡航禁止

1．当初の期間としてこの決議の採択の日から一年間、全ての加盟国は、下記9の規定により設置される委員会により指定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

2．上記1の規定により課される措置は、次の場合には適用されないことを決定する。

(a)　委員会が、宗教上の義務を含む人道上の必要性を理由として、そのような渡航が正当化されることを個別の案件に応じて認定する場合

(b)　入国又は通過が司法プロセス遂行のために必要な場合

(c)　委員会が、適用除外とすることがマリにおける平和及び国民和解並びに地域における安定という目的を促進すると個別の案件に応じて認定する場合

3．渡航禁止に対する違反は、マリの平和、安定又は治安を損ない得ることを強調し、リストに掲載された個人であると知りながら、渡航禁止に違反し、当該個人の渡航を容易にする個人は、委員会によりこの決議に定める指定基準を満たしたと認定され得るとみなすとともに、全ての当事者及び全ての加盟国に対し、渡航禁止の履行について、委員会及び下記11の規定により設置される専門家パネルと協力することを要請する。

資産凍結

4．当初の期間としてこの決議の採択の日から一年間、全ての加盟国は、自国の領域内に存在する全ての資金、その他の金融資産及び経済資源であって、委員会により指定される個人若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体により、又は、それらにより所有若しくは管理される団体により、直接的又は間接的に、所有又は管理されるものを遅滞なく凍結することを決定するとともに、さらに、全ての加盟国は、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国民又は自国の領域内にいる個人若しくは団体により、直接的又は間接的に、委員会により指定される個人又は団体に対して又はその利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

5．上記4の規定により課される措置は、関係加盟国により次のとおり認定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用されないことを決定する。

(a)　食料、賃料又は抵当、医薬品及び治療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの、又は、国内法に基づき法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の通常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国から委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを承認する意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合